

さくら市農業委員会総会議事録（平成27年4月定例総会）

1. 開催日時 平成27年4月28日（火）午後2時00分から午後3時50分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長	25番	田代 修一
会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	穴戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（1人）

18番 渡辺 一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 1号 非農地証明願について

議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 5号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一

農地調整係長 野崎 憲作

主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は、18番渡辺一郎委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	田代	みなさん、こんにちは。 日に日に日差しが強くなってきて、心なしか気忙しくなってくる季節になってきました。そうした中で農業委員会改革等について具体的な内容が出てきました。その内容としては、定数を半減するということは前から聞いているかとは思いますが、目安として300haに1人位にするということです。その中の半数以上は認定農業者を選ぶということになります。また1人以上、農業者以外の人を入れるという話があります。さらに団体と議会の推薦はなくなります。地域から推薦された方を議会の承認を得て、市長が任命することになります。その中で、男女の比率にも配慮することになります。次回の改選のときになるとは思いますが、こういう条件ではたしてどういう風に配慮していくのが難しいところかなと感じます。それ以上に難しいのは、最適化推進委員を農業委員の下に設けるということです。その役割がどういうものになるのか、最適化推進委員が現地調査を行い、総会に出席して意見を述べるようになるのかなとは思いますが、そうすると農業委員は何をするのかなと疑

		間に感じるとともに、報酬の割合とか考えると農業委員と最適化推進委員の関係は難しいように感じを受けます。北海道のように農地の流動化が進んでいるところでは最適化推進委委員を設けなくてもいいような考えで進んでいるようですが、北海道以外ではそこまで流動化が進んではいないので、このままでは最適化推進員を設けなくてはならないと感じますが、もう少し時間があるので、先に進めば色々な情報が入ってくると思いますので、みなさんもそういうことを頭に置いておいてもらいたいと思います。 本日の案件について慎重審議のうえ、スムーズな進行をお願いしたいと思います。 それでは、ただいまからさくら市農業委員会 3 月定例総会を開催いたします。
事務局	碓氷	それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	田代	それでは、会議に先立ちまして本日午前 10 時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 第 1 調査会の委員長からお願いいたします。
15 番	舟本	本日午前 10 時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 2 号が 1 件、議案第 3 号が 3 件の合計 4 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	田代	次に第 2 調査会委員長の報告を求めます。
12 番	肥後	本日午前 10 時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 1 号が 1 件、第 2 号が 1 件、第 3 号が 2 件の合計 4 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	田代	次に第 3 調査会委員長の報告を求めます。
30 番	山崎	本日午前 10 時より 1 名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 1 号が 1 件、第 3 号が 2 件、第 5 号が 3 件の合

		計 6 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	次に第 4 調査会委員長の報告を求めます。
3 番	中山	本日午前 10 時より 1 名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第 1 号が 1 件、議案第 5 号が 3 件の合計 6 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	田代	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 23 番の池田一孔委員、24 番の落合千枝子委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第 1 号「非農地証明願について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第 1 号番号 1 番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
23 番	池田	案内図 1－1 をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 申請地は、住宅と納屋の後ろに道路がありまして、その間に約 1 m 幅の土地です。事由については、ただいま事務局から説明があったとおりです。みなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】

議長	田代	全員挙手で、議案第１号番号１番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第１号番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第１号番号２番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから２０年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
２６番	福田	案内図１－２をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 申請地の内容につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。みなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第１号番号２番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第１号番号２番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第１号番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第１号番号３番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから２０年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
２７番	佐藤	案内図１－３をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 申請地は３０数年前までは桑畑として利用されておりました。内容についてはただいま事務局から説明があったとおりです。みなさまのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手で、議案第 1 号番号 3 番は原案どおり承認されました。 議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第 2 号番号 1 番について、朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。今後の手続の中におきまして、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づきまして、2 名のあっせん委員の選出をお諮りいたします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第 2 調査会の委員長より指名願います。
1 2 番	肥後	2 番小菅和彦委員、8 番田代純一委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第 2 号番号 1 番のあっせん委員は、2 番小菅和彦委員、8 番田代純一委員を指名いたします。 議案第 2 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第 2 号番号 2 番について、朗読して説明する。 同じく 2 名のあっせん委員の選出をお諮りします。
議長	田代	あっせん委員の選任ですので、第 3 調査会の委員長より指名願います。
1 8 番	渡辺	1 番薄井千恵子委員、3 0 番山崎國一委員を指名いたします。
議長	田代	それでは議案第 2 号番号 2 番のあっせん委員は、1 番薄井千恵子委員、

		30番山崎國一委員を指名いたします。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号1番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
22番	手塚	ただいまの事務局の説明どおりであります。10a 当たりの対価について補足説明いたします。この物件の売買については、当初、購入者が農地以外の土地に変更しようとして、それから、友人の紹介でもあるということで、現在の農地売買価格に比べて高いものになっているという状況であります。転用可能であると判断し、高額になったとの理由書が添付されております。午前中の審査会におきましても審査、調査を行いました。問題は無いと判断しております。以上のような状況でありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
6番	平山	番号1番と番号2番の譲受人は、同じ方ですか。
事務局	野崎	同一の方です。
6番	平山	農家ですか。
事務局	野崎	この方は別に会社を持っておりまして、名前を申し上げますと〇〇という会社を経営しており、社長でもあり、高根沢町にお住まいの方です。この方は農業をやられている方で、高根沢町農業委員会から最近宇都宮市で農地を購入したという情報がありましたので、宇都宮市農業委員会に確認しまして、違反転用とか遊休農地、あとは3条で購入した農地をすぐに転用目的にしたりとかしなかったかと確認しましたところ、そういうことはないということで、宇都宮市農業委員会と高根沢町農業委員会の確認はとれております。 また、転用が出来るまで耕作するという説明がありましたが、この土地は農振農用地でありますので、よほど周辺の状況が変わらない限り、この土地単独で転用する、この方は不動産業も行っておりますので、建

		売分譲住宅とか、そういったものは農振農用地の場合は一切認めてはおりませんので、難しいと思われます。今の状況ですと近い将来、転用が可能かどうかという、やはり難しいと思われます。
議長	田代	そのほか何かございますか。
18番	渡辺	転用が出来ないことをわかっていながら土地を取得するということはどういうことなのか。
事務局	野崎	最初は平成17年の頃ですか、転用を見込めるものこの方は判断してこの高額な金額で売買契約を結んだと、よく調べたところ転用が出来ないとわかってそのまま放置されていたものです。現在は、やや農地に戻っていますが、まだ耕作はされていない状況です。ただ、そのままにしておけないので、3条により所有権を正式に移して、これから農業にこの土地を使っていくということです。
18番	渡辺	先行投資ということですね。
議長	田代	その他にございますか。 ないようであれば採決にはいります。 議案第3号番号1番について、承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号2番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
30番	山崎	確認しましたところ、事務局の説明どおりであります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 議案第３号番号２番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第３号番号２番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第３号番号３番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
２３番	池田	譲渡人と譲受人は親戚関係であります。また、譲受人は認定農業者でもあり、問題はないと考えますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第３号番号３番について承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第３号番号３番は、原案通り決定いたしました。 続きまして、議案第３号番号４番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第３号番号４番について朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	田代	担当委員の説明を願います。

27番	舟本	譲渡人の〇〇さんは91歳と高齢になり、農作業が難しい状態です。また、譲受人は認定農業者として、地域の担い手として頑張っております。なんら問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3番号4番について承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第3番号4番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号番号1番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農振農用地区域内農地ですが、一時的に利用するためのものであり、尚且つ事業計画の内容から農地への復元が確実と認められることから、申請の内容は許可基準に適合するものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
5番	齋藤	案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) この案件は、賃借人〇〇が賃貸人〇〇から土地を賃借して、駐車場に一時転用する案件であります。事業計画として、賃借人が運営している〇〇は 施設開設から30年以上経過し、老朽化が進み耐震整備が必要になったため、今回建替整備を図るものです。整備に当たっては、現敷地内での建替とし、空きスペースに施設を建築して、引っ越し後に既存施設を解体する工程で工事を行うために施設職員及び工事関係者の駐車場を現敷地内で確保することが困難であるので、工事期間中の駐車場として利用するものです。土地利用計画は、職員及び工事従事者用駐車場として100台、敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内浸透とします。表土15cm程度剥ぎ取り、透水シートを敷いた上に砂利敷き15cmとして、剥ぎ取った土は、場内に仮置きとします。資金計画については、

		別紙資金計画書が添付されており問題はありません。周辺農地への被害防除対策ですが、雨水は敷地内浸透とし、その他の排水は発生しない見込みです。砂利敷きは周辺農地と同じ高さとし、流出しないよう転圧します。仮置きする現況土は、シートで覆い敷地外への流出防止を図ります。他法令の状況については、道路占有許可及び土地改良区への水路の使用許可申請を行うということです。以上のような内容の申請ですので、なんら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第４号番号１番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第４号番号１番は原案通り承認されました。 議案第４号番号２番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第４号番号２番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地ですので、第１種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
１１番	小竹	案内図４－２をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） この案件は、昨年１０月に農業振興地域整備計画の変更で審議されたものです。賃借人は、賃貸人の娘の夫になります。転用目的は、一般住宅です。転用行為の必要性、賃借人は現在、妻とアパート暮らしをしておりますが、自己住宅を建築し生活の基盤を固めたいと考えていました。勤務地がさくら市であるため、土地を探していたところ父が所有する土地の提供を受けることができたため、今回の申請に至ったものです。土地利用計画、取水は公共上水道より取水、排水は、合併浄化槽で処理後水路に放流、雨水は敷地内浸透処理とします。資金計画、事業費 2,500 万円については銀行から融資を受ける予定です。周辺農地への被害防除

		対策ですが、東側が道路、西側と南側は譲渡人所有地、北側は宅地であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第４号番号２番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第４号番号２番は、原案通り承認されました。 議案第４号番号３番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第４号番号３番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
１６番	門前	案内図４－３をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 転用行為の必要性、計画地周辺は住宅が多く建ち並び、住宅販売に適した土地であり、今回地権者の協力が得られたため申請に至ったものです。土地の選定理由、今後住宅化が進む地域と判断し、住宅需要が見込める立地であると選定したものです。土地利用計画、建売住宅９区画を計画、外周はブロック積みで土留めを行い、近接農地への被害を防止します。排水は公共下水道に放流し、給水はさくら市上水道より取水します。雨水は浸透池にて処理いたします。資金計画、事業費１５,７００万円はすべて自己資金で賄います。周辺農地への被害防除ですが、土砂及び雨水が流出しないように、外周はブロック積みから工事を行います。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】

議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第４号番号３番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第４号番号３番は、原案通り承認されました。 議案第４号番号４番１、２、３については関連性がありますので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第４号４番１，２，３につきましては、所有権の移転を目的とする２回目の許可申請となります。 議案第４号４番１，２，３について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明を願います。
２９番	小林	案内図４－４の－１、－２、－３をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 本案件につきましては、上阿久津台地土地区画整理事業地内です。建売された物件の所有権移転のための申請であります。申請内容は事務局の説明のとおりで許可基準を満たしており、許可相当と判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第４号番号４番－１、－２、－３について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第４号番号４番－１、－２、－３は、原案通り承認されました。 議案第４号番号５番について事務局の説明を求めます。

事務局	柴山	議案第４号番号５番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地ですので、第１種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。
７番	野上	案内図４－５をご覧ください。（申請地の場所を説明する。） 転用行為の必要性、申請人は、氏家地内の賃貸住宅に妻、子ども２人と居住していますが、自分の住宅を建築して生活を安定させたいと考え、申請に至ったものです。土地の選定理由、妻の親が近くにいる葛城地内を考え、申請地を適地と選定しました。土地利用計画、取水は上水道より取水し、排水は敷地内処理とします。雨水は敷地内浸透といたします。資金計画、事業費１,７００万円は父親の融資を受けるということで残高証明書が添付されております。周辺農地への被害防除ですが、北側は市道、東、南、西側は宅地のため被害はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第４号番号５番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第４号番号５番は、原案通り承認されました。 議案第４号番号６番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第４号番号６番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がり約０.０５haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第２種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	田代	担当委員の説明をお願いします。

28番	石田	案内図4-6をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は日当たりがよく、面積、周辺環境等において好条件であり、土地所有者から地上権設定により土地を借り受けることができたため、今回の申請に至っております。計画によると、隣接する山林を含め719㎡に太陽光パネル204枚を設置し、最大出力49.5kw、年間発電量67,734kwhを確保しようとするものです。雨水につきしては敷地内浸透とし、その他の排水はありません。資金計画につきましては、総事業費は1,800万円すべて自己資金でいうことで金融機関の残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日の調査会において確認してきましたが、問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号6番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第4号番号6番は、原案通り承認されました。 (休憩) (15:10～15:20)
議長	田代	議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。 第18条第1項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。

		平成 26 年度第 12 号 公告予定年月日は平成 27 年 3 月 31 日です。計画の内容としては、利用権設定については、再設定 15 件、面積 132,203 m²、新規 28 件、面積 193,748 m²、合計 43 件、面積 325,951 m²です。 (利用権新規設定分を朗読して説明) 続きまして、所有権の移転です。 栃木県農業振興公社への売渡しが 2 件、栃木県農業振興公社からの買受けが 3 件となっております。 (所有権移転分を朗読して説明) 5 番については、抵当権解除の手続きが遅れておりまして、3 月 31 日付けで公告できない可能性があります。公告できなかった場合、来月以降の定例総会にて再度審議していただくことになりますのでご了承ください。
議長	田代	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 5 号について、承認される方の挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 5 号は原案どおり承認されました。 議案第 6 号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第 6 号番号 1 番について朗読して説明する。 場所の説明をさせていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) こちらについては、平成 26 年 9 月 29 日に野上委員と事務局で現地調査を行いました。土地改良は未実施の土地ですし、農振についても白地の状況にあります。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
7 番	野上	ただいまの事務局の説明どおりであります。このような状況ですので

		ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 議案第 6 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第 6 号番号 2 番について朗読して説明する。 場所の説明をさせていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) こちらについても土地改良は未実施の土地ですし、農振についても白地の状況にあります。平成 26 年 10 月 30 日に佐藤委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
27 番	佐藤	申請地については、農地に復元することは困難な状況にあります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 2 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 2 番は原案どおり承認されました。 議案第 6 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局	柴山 野崎	議案第 6 号番号 3 番について朗読して説明する。 場所の説明をさせていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) こちらについても土地改良は未実施、農振についても白地の状況にあります。平成 26 年 10 月 30 日に佐藤委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
27 番	佐藤	申請地については、以前は桑畑でありました。事務局と現地調査を行いましたが、農地への復元は困難と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。 【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 3 番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 3 番は原案どおり承認されました。 議案第 6 号番号 4 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第 6 号番号 4 番について朗読して説明する。 場所の説明をさせていただきます。(プロジェクターを使用し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) こちらについても土地改良は未実施、農振についても白地の状況にあります。平成 26 年 10 月 30 日に佐藤委員と事務局で現地調査を行いました。
議長	田代	担当委員の説明を求めます。
27 番	佐藤	こちらについても農地への復元は困難と見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	田代	それでは質疑にはいります。

		【異議なしの声あり】
議長	田代	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 4 番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 6 号番号 4 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 7 号「平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第 7 号について朗読して説明する。
議長	田代	それでは質疑にはいります。 ないので、採決に入ります。 議案第 7 号について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 7 号は原案どおり承認されました。
	(休憩)	(1 5 : 5 5 ～ 1 6 : 0 5)
議長	田代	議案第 8 号「平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。
事務局	野崎	議案第 8 号について朗読して説明する。
議長	田代	それでは質疑に入ります。
1 6 番	門前	(2) 平成 2 7 年度の目標案の記載の中で、「未認定 2 社の認定を推進する。」とあるが、この 2 社とはどこか。
事務局	野崎	株式会社〇〇〇〇と〇〇農園です。
1 5 番	舟本	(2) 平成 2 7 年度の活動計画案の記載の中で、「既存の違反転用箇所

		については、調査会単位で解消に向けた指導を引き続き行う。」とありますが、実際、どういう形で指導を行えばよいのか。
事務局	野崎	これについては、こういった形でやっていくかどうかというところでご審議していただきたいのですが、平成26年度においてできなかった理由の一つとして、農業委員の改選があつて時間的余裕がなかったということがあるので、平成27年度については、みなさんも利用状況調査に出তেいただいて経験もされておりますし、管内の違反転用の状況についてもご理解いただいていると思いますので、平成27年度だったらできるのではないかと。また別にいい方法があれば意見を出していただいて、この活動計画案については決めていただければと考えています。
議長	田代	平成27年度の目標でありますので、どういったら対応できるか、またよい案があれば意見を出していただきたいと思います。
19番	大森	集積面積について、集積率が約38%ということですが、これについて確認したいのですが、認定農業者あるいは集落営農組織などがあると思いますが、これらが利用権を設定した面積だけなのか伺いたい。
事務局	野崎	これについては、認定農業者の方、また農業委員会において公社売買により農地をあっせんしている方をまずリストアップし、その方々の自作地、自己所有地ですが、これらを集計しまして合計を出して、それに利用権設定、基盤強化法上担い手に集積するという目的で設けられた制度ですが、そちらには不特定多数の方が入っておりますけれども、平成27年2月時点での利用権設定された面積を足したものが2,096haになっております。利用権の設定ばかりではなくて、認定農業者の方とそれプラス農業委員会であっせんしている方の自己所有地プラス利用権設定されている農地の面積を足した数字ということになります。
議長	田代	集計に使っている対象者は、認定農業者、また農地利用集積と公社を通した売買と本人の所有地の合計がこの数字だそうです。その他の考え方として、担い手は認定農業者ばかりではなくて人・農地プランとかに位置づけられた方も含めるともっと高い数字になるかもしれませんが、先ほど説明があつたとおりの対象者で集計してものですからそういう集積率になっております。
事務局	野崎	農地移動適正化あっせん事業実施規定があり、そちらであっせん譲受け等候補者名簿というものを整理しております。こちらは認定農業者の

		方、また農業委員会があっせんを行った農業者の方をリストアップさせていただいております。その方々の自己所有地、つまり所有権を持っている農地の合計と利用権設定面積、これは不特定多数の方がおりますが、を足したものです。営農集団については農地を所有していませんので集計には入っておりません。ただ営農集団に入っている方、構成員の方については積み上げられている可能性はあります。
議長	田代	冒頭で、農業委員の改選時期で申し上げましたが、その中で北海道とか集積率の高い地域では「最適化推進委員」を置かなくてもいいと、集積率は 80%位とかという話なので、改めて「最適化推進委員」を置かなくてもいいだろうと。さくら市の現状は、ここにある 37.85%という数字になるかと思います。
1 2 番	肥後	先ほど未認定 2 社は、株式会社〇〇〇〇と〇〇農園と説明がありましたが、考え方としては畑の耕作放棄地を株式会社〇〇〇〇にお任せするとか、水田の方は〇〇農園に貸すとかという案なのでしょうか。
事務局	野崎	そういう案ではないです。農業経営を法人化して新たな農業生産法人として参入しているという状況ですが、法人化したということは、今後継続的に農業をやっていくということでしょうから、その法人にはこれから経営を拡大していただいて、農業を担っていただくという意味でこの 2 社に認定農業者の認定を受けませんかという話しをしてみてもどうかということ考えています。
議長	田代	肥後委員の質問は、穂積、早乙女、松島地区において担い手の方が少ないので、その補完の意味で株式会社〇〇〇〇と〇〇農園を認定して、そこのところで頑張っていただきたいというような説明だったような気がします。
事務局	野崎	5 経営体を目標としているので、未認定 2 社を含めて 5 経営体になります。
議長	田代	その中で、株式会社〇〇〇〇は水田はやりませんよという話しを耳にしているので、あまりふさわしくはないのではないかという気もしないのではないですが、そちらの方も頑張ってくれればと思います。
事務局	野崎	考え方は、早乙女地区と穂積地区また松島地区の中で、土地利用農業で経営規模拡大を図っていくような方を発掘して、認定農業者になって

		いただいて、地域の担い手になっていただく。そういった意味ではそれぞれの地域で1名ずつで3名、プラス農業生産法人の2社、こちらも認定農業者への移行を図っていただきたいという計画になっております。
12番	肥後	了解しました。
10番	鈴木	法令事務の遊休農地に関する措置の課題の中で、「畑での栽培が可能な利益率の高い作物を振興作物として位置付ける必要がある。」と記載されている。氏家地区においてはさほど心配するようなことはないと感じてはいますが、喜連川地区で、やはりどうしても開田で水が上がらないところや面積の小さなところは借りないということが出てきております。これからは畑としても収益が上がる作物を真剣に考えていかなくは、今後ますます耕作放棄地が増えていくのが現実でありますので、畑を必要としている人がいれば、やはり優先的に畑をあっせんして耕作してもらうと、そして収益の上がる作物を栽培するというようなことを考えていかなくはならないと思います。いくら優良農地を守れといっても収益の上がる作物を選定しなければ、また耕作する担い手がいなければ遊休農地の解消にはつながらないと思いますので、今後そのところを含めて農業委員会、農政課、農協あるいは法人が協力してやっていかなければならないのではないかと思います。
議長	田代	活動計画案については概ね了解されているものと感じますが、平坦地の水田と開田とか畑を比較すると、どうしても水田の収益が高い、転作助成金があるとかいうこともあります、そんなに無理して作らなくても他で収益が上がればという甘えもあるのではないかという気もしないではありませんが、同じ畑でも場所によっては本当に頑張ってやっているところもあるし、昨年の栃木県の農業生産物が5位から6位におちたとか、その原因は米が150億円減収して、その反面、園芸と畜産が100億円頑張って増収したおかげで順位は一つしか落ちなかったということです。さくら市は平坦地で恵まれた条件ではありますが、米価も安くなり比較しては言えませんが、畑の本当に頑張っている方もいるので、農業委員のみなさんもそういう情報を仕入れて、地域の活性化につなげていただければと思います。 その他に何かございますか。 ないようであれば採決に入ります。 議案第8号について承認される方、挙手を願います。

		【全員挙手】
議長	田代	全員挙手ですので、議案第 8 号は原案どおり承認されました。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。
事務局	柴山	報告第 1 号について報告する。
議長	田代	報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」事務局の報告を求めます。
事務局	柴山	報告第 2 号について報告する。
議長	田代	本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会 3 月定例総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

(午後 4 時 30 分閉会)